

日 時	令和2年10月8日(木) 10:00~10:30 第4回経営会議
出席者	平原副市長、小林副市長、城副市長、林副市長、技監、鶴見区長、温暖化対策統括本部長、政策局長、総務局長、財政局長、政策局政策調整担当理事
欠席者	なし
議 題	1 水道料金改定について【水道局】
議 事 要 旨	<p>1 水道料金改定について</p> <p>【論点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年第4回市会定例会に水道料金改定議案を提出する。実施時期は令和3年7月とする。 ・ 平均改定率は12.0%とする(料金算定期間は令和3年9月※~令和6年3月)。※継続利用のお客さまは9月検針分から新料金となる。 ・ 水道事業を持続可能なものとするため、料金体系を口径別料金体系へ変更する。 <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当初、令和2年第3回市会定例会に料金改定議案を提出し、令和3年4月に料金改定を行う予定としていたが、緊急事態宣言の発出など、コロナ禍の影響を踏まえて3か月延期した。 改定を先送りした場合、改定率が上昇し料金負担が急増することや、施設の老朽化により災害等に伴う漏水・破裂のリスクが高まることなどを踏まえて、令和2年第4回市会定例会に議案を提出することとする。 ・ 現在の料金制度における課題(料金収入の減少、水道施設の更新需要の増大現行料金体系における課題)への対応策として、料金水準を引き上げ、施設更新等に要する費用を確保する。また、施設更新等に要する費用をできる限り基本料金で回収する体系に移行する。 ・ 料金水準(必要な総括原価)は1,830億円、平均改定率は12%とする。改定により財政収支(累積資金残額)が改善する見込みである。 ・ 料金体系の主な変更点及び新料金表(案)の基本的な考え方は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ＜料金体系の主な変更点＞ ① 一律の基本料金からメーター口径に応じた基本料金とする ② 用途別の従量料金からメーター口径に応じた従量料金とする ③ 基本水量を廃止し、基本料金と従量料金(使用した水量分)をお支払いいただく体系とする ④ 最低使用水量は、口径別への移行や基本水量の廃止に伴い廃止する ＜新料金表(案)の基本的な考え方＞ ① 個々の使用者の改定率は、できる限り平均改定率の12%に近づけるように、口径ごとに基本料金と従量料金を設定 ② 全給水戸数の99%を占める口径13~25mmの改定率は、最大でも平均改

定率の12%未満となるように設定

- ③ 全給水戸数の1%を占める口径40mm以上の改定率は、1か月の平均使用水量における改定率は13%台に、口径ごとの年間の最大改定率はできる限り抑制
 - ④ 公衆浴場用の水道料金は、できる限り負担増とならないよう設定
 - ⑤ 基本料金での固定費の回収割合は現行の27%から可能な限り高める
- ・福祉減免制度は、料金改定後も基本料金を減免する制度として継続する（口径40mm以上は、口径25mmの基本料金を上限として減免）。また、基本水量の廃止に伴い、基本水量分の従量料金は減免の対象外とする。

【主な意見等】

- ・料金算定期間を現中期経営計画が終了する令和5年度末までとしているが、今後の見通しについても整理しておく必要がある。
- ・特に改定の影響が大きい施設等に対しては、個別に説明する等、丁寧に対応していくこと。

【結論】

主な意見を踏まえつつ、局案の方向性について了承。